

# ○那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則

平成20年6月30日

規則第34号

改正 平成23年3月1日規則第5号

平成23年6月1日規則第31号

平成29年12月28日規則第39号

令和元年9月30日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市ふるさとづくり寄附金条例(平成20年那覇市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の申込み等)

第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式)又は市長が指定する電子情報処理組織(電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、同項に規定する方法以外の方法により寄附金を受け入れることができるものとする。

(公序良俗に反する寄附金の取扱い)

第3条 市長は、寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

2 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

(記念品及び感謝状)

第4条 市長は、寄附者に対して記念品又は感謝状を贈ることができるものとする。

(寄附金台帳)

第5条 市長は、寄附金を適正に管理するため、那覇市ふるさとづくり寄附金台帳(第2号様式)を作成しなければならない。

(充当事業)

第6条 市長は、寄附者の寄附金の使途についての指定等を勘案し、寄附金を充当する事業を定めるものとする。

(運用状況の公表)

第7条 条例第10条に規定する公表は、次に掲げる事項とし、毎会計年度の終了後3月以内に行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名又は名称の公表を希望しない場合はこれを公表しないものとする。

- (1) 寄附者の住所地(所在地)の都道府県・市区町村名
- (2) 寄附者の氏名又は名称

- (3) 寄附金の額
  - (4) 条例第2条の規定により寄附者又は市長が指定した事業
  - (5) 那覇市ふるさとづくり基金の充当事業及び充当金額
- (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。

付 則(平成23年3月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年6月1日規則第31号)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第1項の規定による指定その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則(平成29年12月28日規則第39号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

那覇市ふるさとづくり寄附金申込書

年 月 日

那 覇 市 長 宛

(寄附者)

住 所 都道 市区  
(所在地) 府県 町村

氏 名  
(名 称)

電話番号

E-mail

1 那覇市のまちづくりを応援するため、次のとおり寄附します。

寄附金の額 

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

2 寄附金の使途について指定をする場合は、次の該当欄に○を記入してください。

(複数選択可)

指定	事業の区分
1	自治、協働、男女共同参画、平和、防災又は防犯に関する事業
2	保健、福祉又は医療に関する事業
3	子ども、教育又は文化に関する事業
4	産業、観光又は情報に関する事業
5	環境又は都市基盤に関する事業
6	那覇市市制100周年記念事業

※指定がない場合は、市長が上記の事業の中から指定を行います。

3 寄附金については、寄附者の住所地(所在地)の都道府県・市区町村名、氏名(名称)、寄附金の額及び寄附金の指定事業について公表を予定しておりますのでご了解ください。

なお、氏名(名称)については、希望により公表しないこともできます。次の該当欄に○を記入してください。

※選択のない場合は、公表しないものとして取り扱います。

1	公表する
2	公表しない

4 自由意見欄

那覇市ふるさとづくり寄附金台帳

( 年度)

番号	寄附年月日	氏名(名称)の公表	氏名(名称)	住所(所在地)	寄附金の額(円)	指定事業		備考
						寄附者の指定	市長の指定	

記入上の注意

- 「氏名(名称)の公表」欄は、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(以下「申込書」という。)の3で、公表するを選択している場合は「1」、公表しないを選択している場合は「2」、選択の無い場合は「0」を記入すること。
- 「指定事業」欄中「寄附者の指定」欄は、申込書の2で寄附者が指定した事業区分の番号を記入し、「市長の指定」欄は、寄附者が事業を指定しなかった場合に、市長が指定した事業区分の番号を記入すること。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第5条関係)